四一八　医療法第四条の二第一項の規定に基づき特定機能病院と称することを承認した件の一部を改正する件　二七　三
四一九　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　二八　七
四二〇　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　二八　七
四二一　労働安全衛生法第二十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の一部を改正する件　二八　七
四二二　薬事法施行規則第十二条第一項の登録事項を変更する届出があった旨を公示する件　二八　七
四二三　都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件　三一　六
四二四　食品衛生法に基づく登録検査機関の代表者の変更の件　三一　六

○厚生労働省、国土交通省

一　高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針の一部を改正する件　七　218　一〇
二　国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十条第五号の国土交通大臣及び厚生労働大臣の定める基準を定める件　七　218　一三
三　国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十四条の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める措置を定める件　七　218　一四
四　国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十五条第一項及び第二項の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準を定める件　七　218　一四
五　国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第二十二条第一号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法を定める件　七　218　一五

○農林水産省

一八九五　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件　三　四
一八九六―一八九八　保安林の指定をする件　三　四
一八九九―一九〇五　保安林の指定を解除する件　三　五
一九〇六―一九一〇　保安林の指定施業要件を変更する件　三　五
一九一一　動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件　四　三
一九一二　動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件　四　三
一九一三　動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件の一部を改正する件　四　四
一九一四　薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件　四　四
一九一五　農林水産大臣が指定する生物由来製品の一部を改正する件　四　四
一九一六―一九一九　保安林の指定をする件　四　四
一九二〇―一九二六　〃　五　四
一九二七　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　五　四
一九二八―一九四九　保安林の指定をする件　六　二
一九五〇―一九五五　〃　七　六
一九五六　東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律第三条第一項及び第五条第一項の規定に基づき特例選挙期日等を指定する件　七　218　一六
一九五七　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　七　218　一七
一九五八　出願公表後に名称変更がなされた件　七　218　二一
一九五九―一九六八　保安林の指定をする件　一一　五
一九六九　農業協同組合法施行規程の一部を改正する件　一一　219　六
一九七〇―一九七六　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　一一　219　一二
一九七七―一九八七　保安林の指定をする件　一二　三
一九八八―一九九一　保安林の指定施業要件を変更する件　一二　五
一九九二　種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件　一二　六
一九九三　森林法の規定に基づき、森林計画区を定める件の一部を改正する件　一三　三
一九九四―二〇〇一　保安林の指定をする件　一三　三
二〇〇二―二〇〇九　保安林の指定を解除する件　一三　四
二〇一〇―二〇一三　保安林の指定施業要件を変更する件　一三　四
二〇一四―二〇一五　保安林の指定施業要件を変更する件　一四　四
二〇一六―二〇二八　保安林の指定施業要件を変更する件　一四　四
二〇二九―二〇三七　保安林の指定を解除する件　一七　三
二〇三八―二〇四一　保安林の指定施業要件を変更する件　一七　四
二〇四二―二〇四五　保安林の指定をする件　一八　五
二〇四六―二〇四七　保安林の指定施業要件を変更する件　一八　五
二〇四八―二〇五四　保安林の指定をする件　一九　八
二〇五五　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二〇　五
二〇五六　農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二〇　五
二〇五七　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二〇　五
二〇五八―二〇六〇　保安林の指定をする件　二〇　五
二〇六一―二〇六五　保安林の指定を解除する件　二〇　六